GEKIMIN
元気な民商ニュース

商工新聞の読みどころ　▼今号は新年号！　読みどころ満載です！

NO，３３９

発行：北区民主商工会
住所：北区豊島２－１３－７
電話：３９１３－６６３２
ＦＡＸ：３９１３－６７４１

ホームページ　http://www3.kitanet.ne.jp/~kitamins　Eメール　kitamins@ma.kitanet.ne.jp

厳しい情勢
みんなの知恵と団結で
のりきろう

北区民主商工会 会長 鳥居　峰夫

あけまして おめでとうございます

新年あけましておめでとうございます。

昨年は１月13日に開催された北区民商創立60周年記念行事、そして10月19日の民商まつりでは北区の後援も受け、延べ１万人の来場者を迎えるなど大きな取り組みを大成功させる事ができました。これもひとえに会員の皆さんのご協力によるところと、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、サブプライムローンに端を発したアメリカ発の金融危機は、投機マネーの暴走による原材料の高騰をまねき、今や消費不況が全業種に及ぶ、実体経済そのものが危機となる世界大恐慌の様相をみせています。アメリカが推し進めた新自由主義、市場原理万能政策の矛盾の噴出であり、これに追随してきた自公政権の責任は重大であるといえます。これまでの資本主義経済のあり方を問う声も聞かれる中、北区民商は今年更に大きな運動を作り上げ、中小業者の営業と暮らしをとことん守るために奮闘していきます。

消費税増税阻止、中小業者に活力が出る政策要求などの政治課題から、自主的異業種団体ならではの商売交流、経営力向上のための多彩な学習会、虹の会の金融対策運動など、民商だからこそできる可能性を、会員の皆さんと共に追求していきたいと思っています。

この厳しい情勢を皆の知恵と団結で乗り切っていきましょう。

年末年始の事務所の休業について

年末は、通常業務は26日(金)まで。ただし、27日(土)と29日(月)は緊急な相談に対応するため事務所を開きます。
年明けは、1月5日からとなります。

お知らせ

★弁護士による無料法律相談日
１月14日（水）
１月28日（水）
午後２時～民商
※事前連絡要

★虹の会
１月７日（水）
１月21日（水）
毎月奇数週の水曜日
昼の部／午後２時～
夜の部／午後７時～
民商３Ｆ

銀行やクレジット・サラ金の返済でお困りの方ご参加ください

★本部なんでも相談
毎週木曜日・午後
北区民商

年末調整学習会

▼１月６日(火)14時～
会場・赤羽文化センター・
第二学習室Ｂ
▼１月８日(木)14時～
会場・北区民商３Ｆ

暮らしや商売で悩んだら、民商に相談を

民商はどんな相談も受けて解決しています。10月～12月に相談解決した一例を紹介します。

■高利過払い利息の返還裁判では、弁護士を付けずにたたかい900万円近くを返還させました。自分が裁判をおこすなんて夢にも思わなかった人が、みんなの知恵と勇気に励まされて勝ち取った大きな喜びです。入会のきっかけは民商の一枚のビラでした。

■王子税務署の不当な調査に困っていた方が集団で入会。税の知識と納税者の権利を学びながらたたかっています。結論の出た方は、予想した金額の半分くらいで済みました。「民商に相談して粘り強く交渉した結果です。本当に良かった」と述べています。

■信用金庫からの借入金の返済が滞り、競売通告を受けた方は、民商の仲間に相談する中で、商売再生計画を作成して交渉。信用金庫も誠意と前向きな返済計画を改めて受け入れてくれて、競売を取り下げさせました。

■税務署や区役所に税金の滞納があり、両方から差し押さえの通知が来た方が、分割でも払える能力がなかったため、「滞納処分の執行停止」を申し立て認められました。また、ある方は滞納を理由に土地、建物を差し押さえた上での分納なら認めると王子税務署に言われ困ってしまいました。近所の役員から本部に相談があり、交渉して差し押さえはさせずに分納を約束させることができました。

■民商はこのように商売とくらしの何でも相談できるところです。思い切って役員、事務局に相談しましょう。

虹の会

プロミスから885万円取り戻す
一社からの額では北区民商で過去最高

12月17日東京地方裁判所において、北区民商金融対策相談会「虹の会」の相談者Sさん（建設業）は、885万円を取り戻す和解を勝ち取りました。北区民商でのこれまでの成果の中で、一社からの過払い金返還額としては最高額となります。

当事者が、民商と共にがんばり、自分の力でこれだけの多額の過払い金を取り戻すことができたことは大変意義のあることです。

払えたサラ金の返済不況で払えなくなり

Sさんは消費者金融2社から借入を繰り返していましたが、今まで返済も順調に行っており、特に心配を感じていませんでした。ところが平成20年1月から、仕事を請けていた元請工務店の経営が悪化。それまでの工事代金が一切もらえなくなりました。Sさんは、突如返済どころか日々の生活にも支障をきたし、北区民商「虹の会」に相談に訪れました。

Sさんの話によれば2社の消費者金融のうちプロミスからは20年以上も借りては返すを繰り返しているとのこと。

虹の会では、「間違いなく過払いになっているはず」「貸金業者は債務者からの取引履歴の開示には応じる義務がある」とアドバイス。早速、プロミスから取引履歴を取り寄せました。

プロミスは契約当初の昭和49年から約34年間もの取引履歴を開示。Sさんは民商事務所で、初めて触れるパソコンに苦労しながら、自分で法定利息による引き直し計算をしてみると、驚く事に884万円もの過払い金が発生していました。

Sさんは虹の会の仲間の協力も受けながら、平成20年7月に東京地裁へプロミスを相手に不当利得金請求事件を提訴。過払い元金884万円に5%の金利を加えた総額920万円を請求しました。

不当な相手の提示額はねのけ取り戻す

裁判では、プロミス側は、成立し得ないはずの「時効」を口実に「10年前の過払い金は無効」とし、160万円という不当に低い和解額を提示してきました。

当然Sさんが拒否すると、プロミス側は「830万円でどうか」と、いきなり大幅アップ。Sさんがすんなり受け入れようとしたので、「そんな簡単に和解しちゃダメだ」と傍聴していた虹の会の仲間が小声でアドバイス。それが聞こえたのかプロミス側は「では880万円でいかがでしょう」とさらに増額。Sさんは「あと5万円」と主張し、満額に近い885万円の過払い金を取り戻すことが出来ました。1社からの過払い金返還額としては北区民商の成果のなかで過去最高となります。

この成果をSさんは弁護士に頼らず、民商の仲間と共に自らが先頭に立ち勝ち取りました。この経験は、北区民商にとっても大きな財産となりました。（赤稲・渡辺桂）

取引履歴は必ず業者から開示される

ぜひ「虹の会」にご相談ください

昨年10月の全商連の金融庁交渉で、貸金業者は債務者からの帳簿原本閲覧要請には従わなければならず、これを拒否又は改ざんすれば行政処分の対象になることが確認できました。

北区民商では貸金業者に対し、帳簿閲覧開示要請書を提出し原本の開示を求める運動を行っています。これにより「古い履歴は破棄してもう無い」もしくは履歴の改ざんによって、多額の過払い金の支払いを回避してきた悪徳金融業者の退路を断つことができます。この運動で、今後は更に高利貸金業者に対する過払い金の確認・返還も容易になるはずです。

昔から借りているけど、取り戻せないだろうと諦めている方がいらっしゃいましたら、ぜひ虹の会へご相談ください。みんなで悪い貸金業者からいっぱいお金を取り戻しましょう！

■掲示板■

第三回 灯芸術展（ともしびげいじゅつてん）

絵画 版画 工芸 染色 彫刻 写真

期間 1月25日(日)～31日(土)
10時～18時
※初日25日は13時より。
※28日(水)は17時まで
※最終日31日は15時まで

会場 東京交通会館B1 ギャラリー エメラルドルーム

【交通】JR有楽町駅京橋口前／東京メトロ有楽町駅D8出口

※　※

▼芸術を通して社会福祉に貢献しようと開かれるチャリティー展覧会。今回で3回目を迎えます。たくさんのご来場お待ちしています。

【問合せ先】
（吉野）3906-9291